

## 第4回 近江八幡市子ども・子育て支援部会 要録

日 時 平成 26 年 5 月 21 日（水）午後 2 時 30 分～午後 4 時 30 分  
会 場 市役所 水道事業所 A・B 会議室  
出 席 委 員 ◎竹下 秀子部会長、○西川 智之委員、伊崎 葉子委員、  
伊藤 秀樹委員、川橋 袖子委員、伊藤 幸枝委員、伊藤 左登美委員、  
山崎 直委員  
（欠席）中川 千恵美委員、河村 加恵委員、小林 英代委員  
◎：部会長、○：職務代理委員

傍 聴 者 1 名

議 題 (1) 平成 26 年度子ども・子育て支援部会検討スケジュールについて  
(2) めざすまちの姿「子育てを地域ぐるみで支えあうまち」について  
(3) 地域子ども・子育て支援事業の確保方策について  
(4) 放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準について

### 決 定 事 項

今後の検討スケジュールについて確認した。

めざすまちの姿として、地域における連携の強化、子育て支援の強化を決定した。

### 議 事 詳 細

#### 開会

(会議の開催にあたり部会長より挨拶)

部会長

これまでの委員の皆様の活発な議論が、事務局から提案される「めざすまちの姿」や、「地域子ども・子育て支援事業の確保方策」に取り込まれている。より充実した施策が打ち出されるよう、活発な議論を。

議事の中で会議を公開することに格別の支障となる事項はないように思う。公開としたいと考えるが、委員の皆さまよろしいか。

(異議なし)

では、近江八幡市会議の公開に関する取扱要綱第 4 条の規程に基づき、本会議は公開とすることを決定する。

(1) 平成 26 年度子ども・子育て支援部会検討スケジュールについて  
(事務局より平成 26 年度検討スケジュールについて説明)

	(説明概要) これまでの流れを説明し、今後の部会及び本会議の検討スケジュール、議論内容の説明を行う。
部会長	説明の通り、取り組みを進めていただく。

(2) めざすまちの姿「子育てを地域ぐるみで支えあうまち」について  
(事務局より「めざすまちの姿」について説明)

	(説明概要) めざすまちの姿を実現するための理念、構想、本市の方向性を提案し、事業計画骨子案として、連携した子育てネットワークと子育て支援の役割分担、及び地域での子育て支援の考え方について提案する。
委員	自治会館の利用が自治会員限定で使いにくい。自治会員以外が利用すると自治会からクレームが出る。誰でも利用できるようにしたいのに市民の力では崩せない。行政から自治会長会などへ働きかけをしてもらいたい。
委員	地域の中で子育て世代の親たちが交流をしようと思ってもなかなか拠点がなく、サークル活動が衰退していった理由の一つでもある。行政として自治会の中で開放していくことを前提に提案された内容であれば、有意義に進めていけるのではないだろうか。
事務局	地域のつながり再構築事業では行政内部の検討会を行っています。子どもからお年寄りまでが集える、或いは手助けしあえるような場を作っていくことを理想に、今年モデル事業として一定数の自治会で取り組むことで調整が進んでいます。 自治会の非会員の議論は見落としていると思いますので、誰でも集えるとはどういうことかを今後検討していきたいと思います。
委員	そもそも自治会加入率を把握してこの計画を立てているのか。自治会が地域の大きなネットワークの中心になるなら、自治会未加入者が多数いる地域では当然漏れている人が多くいることになり、地域ぐるみの前提が崩れるのではないか。漏れている人をどのようにカバーするのかという方策

がないと成り立たない。

委員 私は桐原学区に住んでおり、旧村は全員加入しているが、マンションなどの加入状況はまちまち。

子ども会など行事の費用は自治会費から出ているので、当然全員が入るべきだと思うが、転勤族のような人たちは未加入が多く見受けられる。桐原でも2～3割は未加入だと思う。

部会長 空き家などの整備について、これは市が率先して色々なプロジェクトを立ち上げて進めていくというイメージがあるのか。

自治会を通じて住民にアプローチするのは行政側からの有効な手段ではあるが、そこから漏れてくる人と種類においては結構大きな割合になるかもしれない中で、公的な支援をどう具体化していくのか。

事務局 子育て支援は色々な場で支援していくことが重要だと考えております。自治会加入者に対して自治会館での支援を目指すのではなく、それくらい小規模な単位で色々な支援をたくさん設けることで、自治会には入っていないがそういう場には行ける方にも支援できるのではと考えています。小さい拠点において支援することが姿としてはよいのではという提案です。

部会長 場所を提供する市民に対しての手当なども必要になる。実際に活動拠点を地域の様々なところに確保することが前提となるプランなので、今後具体的に詰めていく必要がある。

委員 資料2-2にある宅幼老所のイメージとして、交流室を開放して親子で寄ってもらったり、一時預かりの子どもがいたり、介護事業所が高齢者だけでなく世代間交流の中で、お年寄りもイキイキとされるので、このような宅幼老所の形が業界としては広まっている。

事務局 全体的なイメージとしては今のご意見通り、施設で子どもも高齢者の方も一緒に過ごすという場のイメージがあります。

委員 高齢者は子どもが数人いれば介護者が要らないほどイキイキする。その形であれば身近な場所で介護事業所もたくさんある。行政としても子どもセンターだけでなく、地域の中にある施設を活用して色々な形で進められると、風通しの良い、敷居の低い子育て支援ができると思う。

部会長           めざすまちの姿を実現するために、労働の場としての企業のワークライフバランスに対する役割を期待する意味も込めて、参画を促すためにも、どこかに位置づけて描いた方がよい。

部会長           子ども・子育て支援の推進は、色々な場で連携されることが必要であるので、共有された内容を盛り込んでいただきたい。

                  基本的にはこのような方向でめざすまちの姿をとらえていくということによろしいか。(承認)

### (3) 地域子ども・子育て支援事業の確保方策について

(事務局より地域子ども・子育て支援事業の確保方策について説明)

(説明概要)

13 事業の提供体制の確保の内容及び実施時期の考え方と、部会で抽出された課題への対応方針を提案する。

委員           ファミリー・サポート・センターの課題について、援助会員の増加がありますが、現状で援助会員が不足しているということはない。

                  それより利用者が躊躇する理由として料金面がある。1時間 750 円もかかるなら利用しないと断念することがある。ファミリー・サポート・センターの利用度は高いですが、利用者の使いやすい支援をするならば料金の一部を行政が負担をすることが必要だと思う。

委員           つどいの広場「ほんわかの家」でも実質的な手助けの相談が多く、その時にファミリー・サポート・センターを紹介しようとしたが、お金を使わずにやり過ごそうという人が多かった。母親たちの意識には、自分のための時間にお金を使うことが忍びないという気持ちがある。

                  料金を支払っても利用するという母親のゆとり支援には当てはまらないのではないかという感じはある。

委員           ファミリー・サポート・センターは市からの委託費で運営されている。利用者からの料金は全てサポーターが受け取る。サポーターが確保できない時には、研修を受けた事務所の職員が非番でも行って対応する。サポーターの研修費も委託費の中から賄っている。

部会長	この種のサービスとして、ホームスタートの利用が取り上げられているが、それもボランティア養成費は必要である。どの程度質の高い担い手を持つのが事業の成功の鍵になってくるが、必要経費を確保することがサービスを提供していく上で重要になる。
委員	地域子育て支援拠点事業の、商店街や大型ショッピングストアの空き店舗・空き家の活用という点が興味深いが、視野に入れた拠点として挙げているのか。
事務局	それが有効だということであれば、検討を深めたいと考えております。
委員	去年7月にほんわかの家が移転した時に、買い物と子育て世代の動線に広場があるという相乗効果を見込んで、ショッピングモールへの移転を検討したが、家賃が問題となり話が進まなかった。家賃を行政が持つことなども視野に、行政も大きく関わる必要がある。
部会長	企業が社会的責任を自覚することを目指しつつ、子育て支援ネットワークに巻き込んでいくことは、活動を進める上で重要な部分である。企業をいかに巻き込んで互いに良いところを引き出していくことで何が出来るかを考えていければと思う。事務局でも検討をお願いしたい。
委員	<p>地域子育て支援拠点事業の課題への対応の中で、親育ちの視点を入れた支援策を、どう考えるかの例えで、食育を通じた親育ちを検討してはどうかというのは、保育園、幼稚園で既にやっていることなので、継続して実施している項目に上げた方がよいと思う。</p> <p>また乳児家庭全戸訪問事業の電話連絡等を積極的に実施してはどうかとあるが、人員を増やすなどの具体策の上での積極性を継続することで、残りの10%を賄えるのではないかと。人員を増やすことで目指す生後2ヶ月以内の訪問に取り組むことも可能になるのではないかと。せめて計画だけでもその文言を増やし、適切な人員配置が必要との記述が盛り込まれても良いと思う。</p>
部会長	同様に子ども家庭相談室事業で、平成24年度時点でも室職員1人あたりに換算して年間かなりの数を担当していると推察できる。さらに増えることが実態として明らかならば、人員を増やすことをあげておく方が良いと思うので、検討をお願いしたい。

委員 地域で活躍するボランティア支援員の人材育成を図るという例えの、支援員の養成講座の実施について、受講者のどのくらいが実際のボランティアに携わっているのか把握しているか。受講しているがボランティアに來ないという現状では、あるべきまちの姿の方向性が違うのではないか。

委員 ボランティアは基本的に無報酬なので、少しでも利のあるところに行ってしまう、ますます現場に來ないという状況もある。その補填をどのように見ればいいのかということも考えてほしい。

部会長 ボランティアとはいえ、その活動に対する報酬のようなものを受け取ってはいけないということではないはずなので、制度について検討する余地があると思う。

たくさん意見をいただいたが、大方この方向で承認するというところでよろしいか。(承認) 追加の意見については、アンケート用紙を送付するようにお願いします。

#### (4) 放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準について

(事務局より放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準について説明)

(説明概要)

4月30日に出された厚生労働省の省令を説明し、市の統一する運営基準案を提案する。

委員 減免制度の経費負担について、これまで統一基準はなかったもので、今回非常に大きな前進である。

委託料について、運営費基準から保育料収入見込みを引いた金額ということだが、保護者負担は変わるが運営費全体としては変わらないと思うが、現状では学童保育の指導員の確保、労働条件待遇では厳しい状況であり、全体的に充実出来るかがポイントになる。とりわけ障がい児も増えており、保護者や学校と連絡を取り、地域との連携を取るようなことが出来る指導員を養成し確保する点では、運営費全体を底上げすることが大事になると思う。

基本保育料について、ひとり親(市民税所得割非課税)の世帯の減免額をもっと増やしたほうがいい。

事務局	<p>これまでの運営費を下回らないことを前提に、今後計算を詰めたいと思います。この方針に基づき、子ども・子育て会議で議論を行うことについて、市長との協議も終えているところです。</p>
委員	<p>障がい児のケアについて、障がいのタイプによっては3人に1人でも大変である。数にゆとりを持ってフォローしていくと、他の児童のフォロー、指導員の確保にも繋がると思う。</p>
委員	<p>統一する運営費基準について、指導員が非常勤講師として想定されていたので年間 1,500,000 円の算定基準だったが、専門職であれば年間 4,500,000 円の人件費が必要になると国では議論がされている。国の補助金の算定基準が変われば、それに応じて支出見込みを検討することを確認したい。</p> <p>障がい児に対する指導員の加配について、様々なタイプの障がいがある中、3人に1人は難しい配置である。また、この書き方では3人までは加配しなくてもよいと受け取られては良くないので、1人障がい児がいる場合は必ず1人以上加配することを明記する方がよい。</p> <p>19 時までの開所時間では子どもたちの生活時間がその分夜に延びてしまうのではという懸念がある。小学生は、夜が遅くなっても次の日は朝早く起きて学校に行かなければならない。少し大変でも小学校低学年の間は子どもの生活に合わせて欲しいとの思いから、通常時間は 18 時まで、その後 19 時までの延長保育で受け皿があるという形を取っている。</p> <p>土曜日は1日が長いので保育料が1回 500 円でまわれるのだろうか。</p> <p>集団規模の 40 人以下という設定は、それ以上は待機を出すということではなく、設定に沿った受け皿を作るという責任を持ってほしい。</p>
部会長	<p>運営基準の第 11 条に利用者の国籍、信条または社会的身分によって、差別的取扱いをしてはならない、と記載してあり、外国人の子どもたちが受け入れられ、快適に過ごすための配慮も必要である。</p> <p>放課後児童クラブの運営基準については、もう少し時間を取り、次回に持ち越すことをご了承いただきたい。</p>

閉会